

○令和 8 年度米沢市移動販売支援事業費補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 30 日

告示第 89 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市内で移動販売を行う者に対し、事業に要する費用の一部を補助することにより、中小企業者の販路拡大を支援するとともに、買物のための移動手段を持たない市民の生活環境の向上を図り、もって本市の産業振興及び市民の福祉向上に寄与することを目的として、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和 43 年米沢市規則第 10 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 移動販売 あらかじめ巡回するコース及び時間を設定し、鮮魚、青果及び精肉を含む日常生活に欠かせない多種類の物資を複数の市民を対象に自動車で販売する形態のものをいう。ただし、特定の品目のみの販売、車内で調理加工をした食品等のみの販売又は特定の住宅若しくは施設のみを訪問して商品を配達する形態のものを除く。
- (3) 移動販売車 移動販売の用に供する自動車をいう。ただし、商品を販売するための設備及び冷蔵機器を備え付けた車両に限る。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次項から第 4 項までの要件を満たすものとする。

2 補助対象者は、本市が課する税を滞納していない個人又は法人とする。

3 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 本市の産業の振興を目的として組織された団体
- (3) 中小企業者で組織された団体
- (4) その他市長が認めるもの

4 補助対象者は、次の各号に定めるいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 申請時点で本市内において移動販売車による移動販売を行っていないこと。
- (2) 販売品目が一部の品目に偏ることなく食料品等全般の販売を行うこと。
- (3) 3 年間以上継続して移動販売事業を行う意思があること。
- (4) 市内において、1 週あたりおおむね 2 日以上移動販売を行うこと。
- (5) 市長が別に指定する地域において、定期的に移動販売を行うこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が移動販売を行うための事業であって、当該事業を実施しようとする日の属する年度の 3 月末日までに完了する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業を除く。

- (1) この要綱以外の本市の要綱等及び国又は他の地方公共団体の規定により補助金の交付を受けようとする又は受けた事業
 - (2) 事業に係る全ての業務を他の者に委託する事業(市長が特に必要と認めたものを除く。)
- (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、当該補助対象事業以外の事業に流用できる経費を除く。

- (1) 移動販売車の購入に係る経費
- (2) 移動販売車の賃貸借に係る経費
- (3) 移動販売車の改造及び修繕等に係る経費
- (4) 移動販売車に附属する備品等の購入に係る経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

(補助対象外経費)

第6条 次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 土地の測量、購入及び補償に要する経費
- (2) 建物の購入、補償及び新築(新築に要する原材料の購入費を含む。)に要する経費
- (3) 商品の仕入れに要する経費
- (4) ガソリン代、光熱水費等の経常的な管理運営費
- (5) 人件費
- (6) 消費税及び地方消費税

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は150万円のいずれか低い額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、同条第4号の書類は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した事業計画書
 - ア 申請者の概要
 - イ 事業の名称
 - ウ 事業の目的
 - エ 事業の内容
 - オ 事業実施予定期間
 - カ 事業に要する経費及び補助金交付申請額
 - キ その他市長が必要と認める事項
- (2) 収支予算書
- (3) 組合員又は会員名簿及び参加者名簿
- (4) 納税証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、1 補助対象者につき年度内 1 回限りとする。

(交付の条件)

第 9 条 規則第 6 条第 1 号及び第 2 号に定める軽微な変更で別に定めるものは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助対象事業を実施しようとする者の変更

(2) 補助金額の増又は補助対象経費の 100 分の 20 を超える減

2 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、前項第 1 号又は第 2 号の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更の理由及び内容

(2) 事業の内容

(3) その他市長が必要と認める事項

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了した日の翌日から起算して 30 日を経過する日又は補助金の決定に係る年度の翌年度の 4 月 9 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した事業実績書

ア 事業の名称

イ 事業の目的

ウ 事業の内容

エ 事業の実施期間

オ 事業に要した経費及び補助金交付決定額

カ その他市長が必要と認める事項

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。